

平和条約の締結に関する調書

VIII

昭和 55 年 5 月

極 秘
30 部の中
号

極秘第 号

平和条約の締結に関する調書

VIII

サン・フランシスコ平和会議以降

- I シーボルト大使の演説と総理の要請
- II 平和条約および安全保障条約の国会審議に関連する日米間の往復
- III 連合国財産補償法 一法案の修正と公布一
- IV 平和条約 第 15 条に 基づいて生ずる紛争の解決に関する協定
- V 中国問題 一吉田書簡一
- VI 行政協定の締結
- VII 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する取極の交渉
- VIII 総理の内奏とシーボルト大使への委嘱

外務省条約局法規課

条 規
(80)
1

この調書はサンフランシスコ平和会議後の時期－平和条約の発効直前まで－を対象とする。この時期において最も重要な事柄は、むろん、平和条約および安全保障条約の国会審議である。しかし、国会関係は、一切、この調書の枠外においてある。従つて、この調書の記述の中心をなすものは、1951年12月の中国問題に関するダレス・総理会談－そこから生れたいわゆる中国問題に関する吉田書簡－と1952年1～2月の行政協定の締結交渉である。

行政協定の交渉に当つては、今後のため、丹念に会談記録を作成しておいた。本調書をまとめるに当つてその全部を収録することは煩に過ぎるように思つたので「専門委員会」の部分は割愛した。必要の場合には直接綴込についてご研究いただくようお願いする。

昭和47年3月31日

西 村 熊 雄

目 次

I	シーボルト大使の演説と総理の要請……………	1
II	平和条約および安全保障条約の国会審議に関連する日米間の往復……………	7
	第1 平和条約の解釈に関する合衆国側との往復……………	7
	第2 安全保障条約に関する合衆国側との往復……………	11
	第3 安全保障条約に関する対議会説明の準備……………	16
	第4 行政協定の内容に関する三木(武夫)委員の質問にたいする総理の 答弁方針に関する打合せ……………	21
III	連合国財産補償法	
	ー法案の修正と公布ー……………	26
IV	平和条約第15条(a)に基づいて生ずる紛争の解決に関する協定……………	31
V	中国問題	
	ー吉田書簡ー……………	39
	第1 準備作業……………	39
	第2 ダレス一行の到着……………	45
	第3 次官・ダレス会談(12日)……………	46
	第4 わが条約案の作成(12日)……………	48
	第5 総理・ダレス会談(13日)……………	51
	第6 朝鮮問題・賠償問題・南西諸島問題に関する資料の提出……………	52
	第7 日本商工会議所・米国商工会議所合同午餐会(ユニオン・クラブす なわち東京会館)におけるダレス顧問の演説……………	54
	第8 総理・ダレス会談(18日)……………	57
	第9 中国問題に関する書簡案……………	59
	第10 書簡案にたいするわが方の意見……………	60
	第11 顧問一行の離日……………	63
	第12 書簡の署名と発送……………	63

第13 日米経済協力に関する総理の顧問宛私信	63
第14 中国政策に関する総理の顧問宛書簡	64
第15 総理書簡の公表(1952年1月16日)	66
第16 米国上院の議事(1月16日)	70
第17 グレス顧問の返簡	72
第18 各国の反応	73
第19 中国問題に関する総理の内奏(1月21日)	75
第20 南西諸島に関する総理の内奏(4月24日)	75
VI 行政協定の締結	78
第1章 概説	78
第1節 交渉経緯	78
第2節 協定の内容	130
第3節 結語	139
第2章 各説	142
第1節 1951年2月の行政協定案の再検討	142
第2節 1951年11月27日のわが新協定案提出	144
第3節 接收施設解除に関する1952年1月24日の リッジウェイ総司令官の声明	165
第4節 1952年1月24日新行政協定案(1951年12月21日付) の受領	168
第5節 新行政協定案にたいするわが方の「意見および 要請」の提出	209
第6節 交渉	234
第1項 1月28日の岡崎・ラスク両代表の打合せ	234
第2項 公式会議(全体会議)	236
第3項 非公式会談	279
第4項 専門委員会	352

第5項 条文および議事録整理のための非公式会談	352
第7節 協定の署名と公布	379
第8節 2月1日、日米協会午餐会におけるラスク大使 の演説	379
VII 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する取極の交渉	380
VIII 総理の内奏とシーボルト大使への委嘱	409
付録	411